



子育て世帯への臨時特別給付の申請

1月までに支給された人以外は申請を

子育て世帯への臨時特別給付の対象となる人には、児童1人につき10万円が支給されます。12月27日(月)と1月25日(火)に支給された人以外は、原則申請が必要です。

子育て世帯臨時特別給付金の支給対象者

令和3年9月30日(基準日)時点で以下のすべての要件を満たす人

- ・市内に住んでいる人
- ・18歳までの児童を養育する人またはそれに準ずる人
- ・児童手当本則給付相当の所得であること

<支給対象者のうち申請が必要な人>

- ①児童が高校生など(平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた児童)のみの養育者
- ②児童手当受給者が公務員の人
- ③新生児(令和4年1月1日~令和4年3月31日に生まれた新生児)の養育者

申請/令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書に必要事項を記入し、次の書類と一緒に子育て支援課へ提出してください。

- ・受取口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ・児童手当受給者が公務員の場合は、令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給していることがわかる書類(所属庁からの支払通知書、継続認定通知書の写し、令和3年9月分の児童手当振込通帳の写しなど)

※申請についての詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。申請書は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。個人番号の記入欄があるので、マイナンバーカードなどを用意してください。

申請期限/①②の人▶3月11日(金)

③の人▶4月11日(月)

支給額/児童1人あたり10万円

そのほか/新生児の養育者の人には、乳幼児医療費受給者証の手続きの際、ご案内します。

☎子育て支援課 995-1841



住民税非課税世帯などへの臨時特別給付金

家計急変世帯に該当する場合は申請を

住民税非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響で家計が急変した世帯に、臨時特別給付金を支給します。

支給額

1世帯あたり10万円

対象世帯と手続き方法

住民税均等割が課税されている人の扶養親族のみの世帯は対象となりません。また、①と②の給付金を重複して受け取ることはできません。

①住民税非課税世帯(令和3年12月10日時点で、世帯員全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯)

▶2月中に確認書を送ります。内容を確認し、返信してください。必要に応じ、確認書を修正してください。

※一部、申請が必要な場合があります。

※確認書を返信しない場合、給付金を受け取ることができません。4月になっても確認書が届かない場合はご連絡ください。

②家計急変世帯(令和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯)▶申請が必要です。

☎3月1日(火)~9月30日(金) 9時~16時

※土日・祝日を除く

☎3月1日(火)~5月31日(火)▶市役所地下多目的ルーム

6月1日(水)~9月30日(金)▶社会福祉課

申請方法/申請書に必要事項を記入し、次の書類と一緒に提出してください(郵送可)

- ・本人確認書類
- ・通帳の写しなど振込先口座のわかる書類
- ・収入を証明する書類など

そのほか

○制度についてのお問い合わせ

内閣府コールセンター 0120-526-145

○市コールセンターの電話番号は、決まり次第、市公式ウェブサイトなどでお知らせします。

☎社会福祉課 995-1819